

## 札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、札幌市文化財保護審議会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる場合について審議を非公開とする。

- (1) 文化財の保存及び活用に関する重要事項に関する議題について、個人情報が含まれている場合
- (2) その他会長が公開することが不相当と認めた場合

2 議題を非公開とする場合の決定は、会長が行う。

なお、非公開の決定にあたり、会長は必要に応じ各委員の意見を求めることができる。

### (会議開催の周知)

第3条 札幌市市民文化局文化部文化財課(以下「文化財課」という。)は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、会議を開催する日の1週間前までに、次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 文化財課事務室への備え付け
- (2) 文化財課ホームページへの掲載
- (3) その他

### (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は10名以内とし、開催場所等を踏まえ、会長が決定する。ただし、会長が認める場合は、増員することができる。

### (傍聴の受付)

第5条 傍聴の受付は、会議の当日、会議開始の20分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。

### (傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙しないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと

2 写真撮影、録画等については、事前に文化財課に申し出をし、会長が適当と認めた場合、会議の冒頭に行うことができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、或いは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

2 第2条に基づき、会議を公開しないこととしたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(会議要旨の作成及び閲覧)

第9条 文化財課は、次に掲げる事項を記載した会議要旨を作成するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時・場所
- (3) 出席委員氏名
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別(非公開部分がある場合は、その理由)
- (6) 傍聴人の人数
- (7) 会議資料名
- (8) 審議の状況

- 2 会議要旨は、会長の指名した委員2名が署名する。
- 3 文化財課は、作成した会議要旨を、文化財課事務室に備え置き、また文化財課ホームページに掲載し、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成19年11月4日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。